

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第7号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、特にやむを得ないと認められるときは、事務局を京都市役所以外の場所であつて、教育長が定める場所に置くことがある。

第13条第1項第14号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第16条中「御所東小学校開設準備室」を「向島秀蓮小中学校教育企画推進室」に、「伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室」を「京北地域小中一貫教育校教育企画推進室」に改める。

第17条総務部の款総務課の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 教育委員会の所管に属する土木工事及び学校施設の小規模な修繕の検査に関すること。

第17条総務部の款調査課の項第4号を削り、同条指導部の款御所東小学校開設準備室の項及び伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室の項を次のように改める。

向島秀蓮小中学校教育企画推進室

(1) 向島秀蓮小中学校の教育に係る企画に関すること。

京北地域小中一貫教育校教育企画推進室

(1) 京北地域小中一貫教育校の教育に係る企画に関すること。

第19条第8項の表総務部教育環境整備室の項中「土木整備係長 施設整備係長」を「土木整備係長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)